

《論点2》 制限品目の積載数量等の規制内容について

1号 火薬類

- ・運搬時に標識をつけなければならない数量に一致。ただし、信号雷管、導火線、信号えん管及び信号火せんについては、羽田トンネル供用時（昭和39年8月）の公示以降継続して採用。

〔火薬類の運搬に関する内閣府令 第16条〕

(標識)

第16条 火薬類を運搬する車両は、火薬類の運搬中であることを明示するため、次の各号に定めるところにより標識をつけなければならない。ただし、10kg以下の火薬、5kg以下の爆薬、100個以下の工業雷管若しくは電気雷管、25個以下の導火管付き雷管、10,000個以下の銃用雷管、1,000個以下の実包、空包若しくはコンクリート破砕器、100m以下の導爆線、20m以下の制御発破用コード又は薬液注入用薬包を運搬する場合は、この限りでない。（以下略）

2号 高压ガス保安法第二条に規定する高压ガス

- ・一般家庭に設置可能な数量又は運搬時に混載可能な数量に一致。
- ・圧縮ガスの制限数量60m³は、羽田トンネル供用時（昭和39年8月）の公示以降継続して採用。液化ガスの数量は、高压ガス保安法の規定により圧縮ガスの制限数量を重量に換算したもの。
- ・不活性ガスのうち液化ガスの18,000ℓは、関門トンネル供用時（昭和35年5月）の公示以降、圧縮ガスの90m³は、関越トンネル供用時（昭和60年9月）の公示以降継続して採用。
- ・空港北トンネル（関東地方整備局）では、水素を燃料とする自動車の完成車両を輸送する場合については水素の要件が適用除外。

〔高压ガス保安法 第24条〕

(家庭用設備の設置等)

第24条 圧縮天然ガス（内容積が20ℓ上120ℓ未満の容器に充填されたものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

〔一般高压ガス保安規則 第50条第5号〕

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第50条 前条に規定する場合以外の場合における法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

(略)

5 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。

イ 充てん容器等と消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する**危険物**（圧縮天然ガス又は**不活性ガス**の充てん容器等（内容積 **1200**未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及び**アセチレン**又は**酸素**の充てん容器等（内容積が **1200**未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）

（以下略）

〔高圧ガス保安法 第十六条第 3 項〕

（貯蔵所）

第十六条

（略）

3 第一項の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなして、同項の規定を適用する。

3号 毒物又は劇物

・毒物又は劇物の名称及び成分の表示をしなければならない数量に一致。

〔毒物及び劇物取締法施行令 第 40 条の 3 第 2 項〕

（容器又は被包の使用）

第 40 条の 3 四アルキル鉛を含有する製剤は、次の各号に適合する場合でなければ、運搬してはならない。 —(略)—

2 **毒物**（四アルキル鉛を含有する製剤を除く。以下この項において同じ。）又は**劇物**は、次の各号に適合する場合でなければ、車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 8 号に規定する車両をいう。以下同じ。）を使用して、又は鉄道によって運搬しなければならない。

（略）

三 一回につき**千キログラム**以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

4号 毒物及び劇物以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの

・公示品目なし。

5号 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物

・危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（指定数量）に一致。

〔消防法第 9 条の 4 第 1 項〕

第 9 条の 4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「**指定数量**」という。）

未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

〔危険物の規制に関する政令 第1条の11〕

(危険物の指定数量)

第1条の11 法第九条の四の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

別表第三 (第一条の十一関係)

類別	品名	性質	指定数量	類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	50kg	第四類	特殊引火物		500
		第二種酸化性固体	300kg		第一石油類	非水溶性液体	2000
		第三種酸化性固体	1,000kg			水溶性液体	4000
第二類	硫化りん		100kg		アルコール類		4000
	赤りん		100kg		第二石油類	非水溶性液体	1,0000
	硫黄		100kg			水溶性液体	2,0000
		第一種可燃性固体	100kg		第三石油類	非水溶性液体	2,0000
	鉄粉		500kg			水溶性液体	4,0000
		第二種可燃性固体	500kg		第四石油類		6,0000
	引火性固体		1,000kg		動植物油類		10,0000
第三類	カリウム		10kg	第五類		第一種自己反応性物質	10kg
	ナトリウム		10kg			第二種自己反応性物質	100kg
	アルキルアルミニウム		10kg	第六類			300kg
	アルキルリチウム		10kg				
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg				
	黄りん		20kg				
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg				
	第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg					

6号 四塩化けい素、オキシ塩化りんその他これらと同程度以上の腐食性を有する物質

・羽田トンネル供用時（昭和39年8月）の公示以降継続して採用。

消防法改正時に準危険物の指定が廃止され、他の区分に入らなかった2品目を腐食性物質として例

示。消防法施行令別表第2に規定されていた指定数量を5倍した数量を積載数量としている。

〔旧消防法施行令 第5条〕

(準危険物の指定)

第5条 法第9条の3の政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という。)は、別表第2の品名欄に掲げる物品とする。

施行令別表第2

準 危 険 物

類別	品 名	数 量	類別	品 名	数 量	
第一類	亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 沃素酸塩類 重クロム酸塩類	キログラム 10 15 20 600	第四類	ラッカーパテ	200	
				ゴムのり	200	
				第一種引火物	200	
				しょう腦	600	
				ナフタリン	600	
第二類	油紙類及び油布類 副蚕糸 油かす	100 100 1,000		松脂	600	
				パラフィン	600	
				第二種引火物	600	
第三類	金属リチウム 金属カルシウム 炭酸アルミニウム 水素化物 カルシウムシリコン	5 50 60 60 200		第五類	ニトロソ化合物	40
					ジニトロペンタメチレンテトラミン	40
			ナトリウムアミド	40		
			第六類	過塩素酸	30	
				塩化チオニル	80	
塩化スルフリル	80					

備考

- 油紙類及び油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。
- 副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。
- 水素化物とは、アルカリ金属及びアルカリ土類金属(ベリリウム及びマグネシウムを除く。)の水素化物をいう。
- ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶剤を加えて、のり状にしたものをいう
- 第一種引火物とは、常温で固体であり、かつ、摂氏40度未満で可燃性の蒸気をはっせいするものをいう。
- 第二種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。
 - イ 摂氏40度以上100度未満で可燃性の蒸気を発生するもの
 - ロ 摂氏100度以上200度未満で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの
 - ハ 摂氏200度以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもので、融点が摂氏100度未満のもの
- ニトロソ化合物とは、1のベンゼン核に2以上のニトロソ基が結合したのみをいう。

7号 マッチ

- ・羽田トンネル供用時(昭和39年8月)の公示以降継続して採用。当時の赤りんの

制限数量に一致。

〔旧消防法〕（昭和25年5月17日改正）

別表

類別	品名	第10条第1項及び第11条の数量	類別	品名	第10条第1項及び第11条の数量
第一類	塩素酸塩類	50	第四類	エーテル	50
	過塩素酸塩類	50		二硫化炭素	50
	過酸化物A	50		コロジオン	50
	過酸化物B	50		アセトン	100
	硝酸塩類	1,000		アセトアルデヒド	100
	過マンガン酸塩類	1,000		第一種石油類	100
				酢酸エステル	200
第二類	黄りん	20		ぎ酸エステル	200
	硫化りん	50		メチルエチルケトン	200
	赤りん	50		アルコール類	200
	硫黄	100		ピリジン	200
	金属粉A	500		クロールベンゼール	300
	金属粉B	1,000		第二石油類	500
				テレピン油	500
第三類	金属「ナトリウム」	5	しょう脳油	500	
	金属「カリウム」	5	松根油	500	
	炭化カルシウム（カーバイト）	300	第三種石油類	2,000	
	りん化石灰	300	動植物油類	3,000	
	生石灰	500			
			第五類	硝酸エステル	10
				セルロイド類	150
				ニトロ化合物	200
			第六類	発煙硝酸	80
				発煙硫酸	80
				クロールスルホン酸	80
				無水硫酸	80
				濃硝酸	200
				濃硫酸	200
				無水クロム酸	200

（以下略）

〔消防法 第9条の4〕

第9条の4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

（略）